

内水面短信

H29 第3号

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL : 017-734-9851

FAX : 017-734-8166

平成30年3月14日

第20期第5回内水面漁場管理委員会の概要

- 1 日時 平成30年2月19日(月)午後2時～
- 2 場所 青森市 アラスカ会館2階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 9名(欠席1名)
県 水産振興課3名
八戸水産事務所1名
むつ水産事務所1名
鱒ヶ沢水産事務所1名
(地独) 県産業技術センター内水面研究所1名
事務局 3名

4 概要

○議案の審議3件

【議案】

- (1) 漁業権一斉切替え(内水面区画漁業権)に伴う免許内容等の事前決定について
(答申)

原案どおり(諮問どおりで差し支えない旨)、県に答申することとしました。

- (2) 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について

第五種共同漁業権に係る平成30年度増殖計画量の基準を審議した結果、原案どおり公示することとしました。

詳細については、[青森県内水面漁場管理委員会公示第3号](#)を御覧願います。

- (3) コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について

青森県農林水産部長から要請のあった、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るためのコイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について、原案どおり発動することとしました。

委員会指示の要旨は以下のとおりですが、詳細は[青森県内水面漁場管理委員会指示第1号](#)を御覧願います。

(委員会指示の要旨)

- 1 コイの持ち出し禁止

公共用水面等において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域においては、委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

- 2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。

- 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 制限期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

